

平成 28 年 5 月 20 日
総務省行政管理局公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業
「イオン照射研究施設等利用管理支援業務」の評価について（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 7 条第 8 項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

I 事業の概要等

事 項	内 容
事業概要	国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という。）の高崎量子応用研究所に設置されているイオン照射研究施設について、 ・施設利用に関する業務（実験計画書の募集案内、委員会の開催等） ・共通施設・設備等（放射性同位元素《以下「RI」という。》使用施設を含む）の運転保守管理に関する業務 ・外部実験者（施設供用、共同・連携・受託研究相手先及び高崎量子応用研究所に常駐しない機構内利用者等）の窓口・受入れ等に関する業務 ・高崎量子応用研究所研究年報（以下「年報」という。）発行等の研究成果の発表・普及に関する業務
実施期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
受託事業者	一般財団法人 放射線利用振興協会
契約金額（税抜き）	112,820,400 円（単年度当たり：37,606,800 円）
入札の状況	2 者応札（説明会参加＝2 者／予定価内＝1 者）

※なお、平成 28 年 4 月 1 日、国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構の一部業務と国立研究開発法人 放射線医学総合研究所が統合し、機構として発足。本業務は、平成 26 年 4 月 1 日に国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構が受託事業者と契約を締結したものの、上記統合に合わせて機構が継承。

II 評価

1 評価方法について

機構から提出された平成 26 年 4 月から平成 28 年 3 月までの間の実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費等の観点から評価を行う。

2 対象公共サービスの実施内容に関する評価

事 項	内 容
確保されるべき 質の確保状況	以下のとおり、適切に履行されている。 ○業務の内容 イオン照射研究施設年間計画に基づいて適切な作業が安全に実施されること

	確保されるべき水準	評価
	イ、安全な業務全般の実施 放射線事故・各種事故数 0 回	0 回
	ロ、円滑な実験遂行のサポート実施 実施不可実験数 0 回	0 回
	ハ、放射線管理区域の適切な管理の実施 放射線管理区域維持基準逸脱回数 0 回	0 回
	○実験利用者の利用満足度調査 施設の利用者に対するアンケートの有効回答のうち、基準スコアが 75 点以上	
	確保されるべき水準	評価
	イ、窓口・受入れ等の対応（言葉づかい、親切さ、丁寧さ）等について	平成 26 年度：90.0 点 平成 27 年度：95.0 点
	ロ、技術支援について、実施手順、実験装置の説明などについて	平成 26 年度：83.9 点 平成 27 年度：95.0 点
	ハ、実験スケジュールについて、調整、連絡などについて	平成 26 年度：76.7 点 平成 27 年度：85.0 点
	ニ、TIARA 保安講習について、使用資料、説明方法などについて	平成 26 年度：88.3 点 平成 27 年度：91.3 点
	平均（参考）	平成 26 年度：82.2 点 平成 27 年度：91.6 点
	※回答数：平成 26 年度は 22 名中 15 名（68.2%）、平成 27 年度は 29 名中 20 名（69.0%）	
民間事業者からの改善提案	特になし	

3 実施経費（税抜き）

従前経費	37,701,370 円（平成 25 年度）
実施経費	37,660,232 円（平成 26 年度と平成 27 年度の平均）
削減額	41,138 円
削減率	0.1%

※なお、機構は、従前経費からの増額と減額の要因を以下によるものとしている。

増額：求める人材の要件を事務係員から専門的な知見及び経験を有する技術係員に見直したことによるもの（ただし、その旨が仕様において明示されているとは言い難い。）

減額：定常外業務が発生しない勤務体系に見直したことによるもの

4 評価のまとめ

業務の実施にあたり確保されるべき達成目標として設定された質については、平成 26 年度、平成 27 年度の 2 か年とも全て目標を達成しており、従前より受託事業

者が実施しているものの、1年目（平成26年度）に比べ2年目（平成27年度）の満足度に関する基準スコアが上昇している点については、アンケート結果を踏まえ、サービスの質の向上に努めた結果であると評価できる。

一方、応札者数は従前と同じ2者、うち1者は予定価格を超過しているほか、総合評価における価格点が0点であり、競争性が確保されたとは言い難く、経費の削減にもつながっていない。また、民間事業者の改善提案も特にない。

5 今後の方針

本事業の市場化テストは今期が1期目であり、事業全体を通じての実施状況は以下のとおりである。

- ① 実施期間中に受託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、また法令違反行為等もなかった。
- ② 機構に設置された、外部有識者で構成される契約監視委員会において、事業実施状況のチェックを受ける体制が整っている。
- ③ 応札者は従前と同じ2者、うち1者は予定価格を超過しているほか、総合評価における価格点が0点であり、競争性が確保されたとは言い難い。
- ④ 確保されるべき公共サービスの質において、全ての目標を達成していた。
- ⑤ 経費節減において、従来経費からの削減率は0.1%となっているが、機構は、業務体制及び勤務体系の見直しに伴い、増額と減額がほぼ相殺されたことによるものとしている。

機構は、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会）における市場化テスト終了プロセスの基準を満たしているとして、市場化テストを終了したいとしているが、上記③について基準を満たしているとは言い難く、⑤についても競争性の確保による経費節減の観点を踏まえると、基準を満たしているとは言い難い状況である。

また、機構は、今後の予算確保の見通しが不透明であるとして、業務範囲の見直し（縮小）の可能性に言及しているが、本業務の業務範囲は、委員会の開催、研究設備の運転・保守・管理、実験計画書の分析・整理・確認、保安講習業務、年報発行に関する業務など多岐に渡っており（過去に複数業務を包括化）、競争性の改善の観点からも、官が直接行うべき業務と民に委ねるべき業務の精査を含め、業務範囲や内容の明確化について再度検討する余地がある。

本業務は、研究設備の運転・保守・管理など、一定の専門性を有しているほか、機構（群馬県高崎市）での常駐を伴う作業が多く、新規事業者の参入には一定の障壁があるものの、それ故に、例えば、入札公告に先立ち、応札が可能と想定される事業者呼びかけ、研究設備の運転等に関する現地説明会を開催するなど、特定の法人にとどまらず、実施可能な事業者を広く育成していくことが重要である。

以上を踏まえ、次期事業においても、官民競争入札等監理委員会による関与の下、引き続き民間競争入札を実施していくことが適当である。

平成 28 年 5 月 11 日
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

民間競争入札実施事業
イオン照射研究施設等利用管理支援業務の実施状況について

1. 事業の概要

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）のイオン照射研究施設等利用管理支援業務については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）」に基づき、以下の内容により、平成 26 年度から公共サービス改革基本方針に従って民間競争入札を実施しており、現在、実施している事業は 1 期目である。

なお、平成 28 年 4 月 1 日より、原子力機構の一部業務と放射線医学総合研究所が統合し、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という。）として発足した。

(1) 業務内容

本件業務は、機構の高崎量子応用研究所に設置されているイオン照射研究施設における施設利用に関する業務、共通施設・設備等（放射性同位元素《以下「RI」という。》使用施設を含む）の運転保守管理に関する業務、外部実験者（施設供用、共同・連携・受託研究相手先及び高崎量子応用研究所に常駐しない機構内利用者等）の窓口・受入れ等に関する業務、高崎量子応用研究所研究年報（以下「年報」という。）発行等の研究成果の発表・普及に関する業務等を行うものである。

(2) 契約期間

平成 26 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日(3 か年)

(3) 請負者

一般財団法人放射線利用振興協会

(4) 実施状況調査対象期間

平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日(2 か年)

(5) 契約相手方決定の経緯

本事業にかかる落札者の決定は、総合評価落札方式により実施することとしており、実施要項及び入札説明書に基づき入札参加者（2 者）から平成 26 年 1 月 27 日までに提出された技術提案書について、事業に関わる技術審査会において審査を行った結果、要求項目を全て満たしていた。入札価格は、平成 26 年 2 月 12 日に開札し、予定価格の範囲内のものについて総合評価を行った

結果、総合評価点が最も高い一般財団法人放射線利用振興協会を落札者と決定した。

提案書の評価点、入札価格及び総合評価点

落札者名	提案書の評価点	入札価格（税抜き）	総合評価点
一般財団法人放射線利用振興協会	102.75 点	112,820,400 円	102.75 点

2. 確保されるべきサービスの質の達成状況

確保されるべき対象公共サービスの質として設定された「業務の内容」及び「実験利用者の利用満足度調査」の実施状況は以下のとおりである。いずれの指標等についてもサービスの質は設定どおり確保されている。

評価事項	測定指標	評価	
業務の内容	イオン照射研究施設年間計画に基づいて適切な作業が安全に実施されること。	イ～ハの項目について、いずれの測定指数を満たしていることから適切な作業が安全に実施されており、サービスの質は確保されている。	
イ、安全な業務全般の実施	放射線事故・各種事故数 0 回	評価期間の放射線事故・各種事故数は 0 回であった。よって、サービスの質は確保されている。	
ロ、円滑な実験遂行のサポート実施	実施不可実験数 0 回	評価期間の実施不可実験数は 0 回であった。よって、サービスの質は確保されている。	
ハ、放射線管理区域の適切な管理の実施	放射線管理区域維持基準逸脱回数 0 回	評価期間の放射線管理区域維持基準逸脱回数は 0 回であった。よって、サービスの質は確保されている。	
実験利用者の利用満足度調査	本業務の利用者に対して、次の項目（イ～ニ）の満足度についてアンケート	(平成 26 年度) 対象者数：22 人 回収数：15 人	(平成 27 年度) 対象者数：29 人 回収数：20 人

	ートを実施（利用終了後毎）する。 アンケートの有効回答のうち基準スコア 75 点以上	回収率：68.2% 全項目の平均満足度スコア：82.2 点	回収率：69.0% 全項目の平均満足度スコア：91.6 点
イ、窓口・受入れ等の対応（言葉づかい、親切さ、丁寧さ）等について	アンケートの有効回答のうち基準スコア 75 点以上	90.0 点	95.0 点
ロ、技術支援について、実施手順、実験装置の説明などについて	同上	83.9 点	95.0 点
ハ、実験スケジュールについて、調整、連絡などについて	同上	76.7 点	85.0 点
ニ、TIARA 保安講習について、使用資料、説明方法などについて	同上	88.3 点	91.3 点

3. 実施経費の状況及び評価（金額は全て税抜き）

(1) 実施経費

今回（平成26年4月1日から平成28年3月31日まで）支払金額：
75,320,463円（単年度あたり37,660,232円）・・・①

(2) 経費節減効果

前回（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）支払金額：
37,701,370円・・・②

差額：②-①=41,138円

(3) 評価

市場化テスト実施直前の1年間と実施後の直近と比較し、4.1万円の減額となったが、その要因は、今回の契約において体制及び勤務体系の見直しを行った結果である。

具体的には、求める人材の要件について、事務係員から専門的な知見及び経験を有する技術係員に変更したため、契約金額が年額で100万円増額したが、定常外業務が発生しない内容に改めたことにより、支払額では定常外業務、出張経費として前回契約分として支払額約109.4万円であったが、今回契約分においては5.3万円のみであり、相殺して4.1万円の減額となっている。

4. 民間事業者からの改善提案による改善実施事項等
特になし。

5. 全体的な評価

(1) 平成 26 年 4 月から平成 28 年 3 月までの利用管理支援業務については、万が一、操作を誤った場合は死傷者が発生しかねない照射装置の運転にも係らず、放射線事故を含む各種の事故や放射線管理区域維持基準の逸脱は発生しておらず、安全かつ適切な業務が実施された。また、円滑な実験遂行のサポートにより、実施ができなかった実験は皆無であった。このことから、当該業務は適切かつ確実に遂行され、設定したサービスの質は確保できたものと評価できる。

(2) 平成 26 年 4 月から実施している本業務について、実験利用者の利用満足度調査を利用終了後毎のアンケートにより実施した。年度毎に集計したところ、平成 26 年度、27 年度ともに、全ての項目において基準スコアとしている 75 点を上回る結果となった。

さらに、本アンケート調査の自由記述欄には、対応が丁寧で非常に感謝している旨の声が多く、質問 1 (担当者の対応 (言葉使い、親切さ、丁寧さ等の対応)) の満足度の項目について、大多数 (平成 26 年度、平成 27 年度ともに 100%) が満足もしくはほぼ満足と回答があり、利用者から高い評価を得ている。また、実験室の老朽化した椅子の交換等の要望に対して、迅速に対応したことについても高い評価を得ている。また、年々、満足度スコアが上昇していることについては、利用者視点による業務の改善等がなされた結果であると考えられる。

(3) 以上のように、実施要項において設定したサービスの質は確保されており、イオン照射研究施設における施設利用に関する業務、共通施設・設備等の運転保守管理に関する業務、外部実験者の窓口・受入れ等に関する業務等を通じ、機構内外の利用者の研究開発活動に資するという目的は達成しており、良質な公共サービスが実現されたものと評価できる

6. 今後の事業

(1) 本事業への市場化テスト導入は今回が初めてであるが、事業全体を通じた実施状況は以下のとおりである。

- ①実施期間中に民間事業者が業務改善指示等を受ける、あるいは業務に関わる法令違反行為等を行った事案はなかった。
- ②機構には、監事及び外部有識者 (公認会計士、弁護士等) で構成され、契約

の点検・見直し等を行う「契約監視委員会」が設置されており、その枠組みの中で実施状況報告のチェックを受ける体制が整っている。

- ③本事業入札においては二者からの応札があり、競争性は確保されていた。
- ④対象公共サービスの確保されるべき質に関わる達成目標について、目標を達成していた。
- ⑤市場化テスト実施直前の1年間と実施後の直近と比較し、4.1万円の減額となったが、その要因は、今回の契約において体制及び勤務体系の見直しを行った結果である。

具体的には、求める人材の要件について、事務係員から専門的な知見及び経験を有する技術係員に変更したため、契約金額が年額で100万円増額したが、定常外業務が発生しない内容に改めたことにより、支払額では定常外業務、出張経費として前回契約分として支払額約109.4万円であったが、今回契約分においては5.3万円のみであり、相殺して4.1万円の減額となっている。

- (2) 上述のとおり、全体において良好な実施結果を得られていることから、次期事業においては「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会決定）に基づき、市場化テストという形式を終了したい。なお、市場化テストを終了した後は、機構内部に設置される契約監視委員会において、公共サービスの質の維持向上を踏まえ実施状況の点検を受けることとしたい。

- (3) 平成29年4月からの本業務の契約期間については、3か年にわたる予算確保の見通しが不透明なため、1年間とする予定である。

平成29年度業務委託仕様書の検討は予算確保が明確になった時点で行いたい。また、予算額によっては委託業務内容の見直しを行う必要があり、見直しにあたっては、高崎量子応用研究所年報発行の停止、高崎量子応用研究所研究シンポジウムの開催中止、研究施設運転の短時間化等について業務縮小の方向で検討したい。